

寒河江市では、持続可能で豊かな地域社会の実現をめざして、『第7次寒河江市振興計画』の策定を進めています。当該計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とし、すべての市民が幸せを実感できるまちづくりを進めるための指針となるものです。

このたび、計画（案）について、皆様のご意見をお伺いするため、意見を公募（パブリックコメント）します。

1. 意見の募集期間

令和7年10月22日（水）から令和7年11月21日（金）午後5時まで

2. パブリックコメントの実施方法

（1）資料について

別添のとおり（寒河江市ホームページにも掲載しています）

（2）応募できる方

次のいずれかに該当する方が応募できます。

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・本条例（案）に利害関係を有する個人、法人及びその他の団体

（3）意見募集の方法

「『第7次寒河江市振興計画（案）』に関する意見」に必要事項を記入し、

持 参：企画戦略課 政策調整係（市役所4階）

郵 送：〒991-8601 寒河江市中央1丁目9番45号

寒河江市 企画戦略課 政策調整係

FAX：0237-86-7220

メール：seisaku@city.sagae.yamagata.jp

電子申請：右記2次元コードを読み込んでください。

のいずれかで御意見をお寄せください

（いずれも募集期間終了日（令和7年11月21日（金）の午後5時までとなります。）

電子申請用2次元コード



（4）意見募集結果等の公表

いただいた意見の概要とその意見に対する市の考え方等について、募集期間終了後に公表します（応募者の住所・氏名等は公表いたしません）。

また、策定した条例については、寒河江市ホームページに掲載します。

3. その他

- ・電話による意見は、お受けできませんので、御了承願います。
- ・様式（『第7次寒河江市振興計画（案）』に関する意見）には、必ず住所（所在地）、氏名（名称）及び電話番号等を明記してください。
- ・様式（『第7次寒河江市振興計画（案）』に関する意見）の内容が記載してあれば、任意の様式でも構いません。
- ・いただいた意見への個別の回答はいたしません。
- ・応募の際に御記入いただいた個人情報とは適切に管理し、この応募の目的以外には使用しません。
- ・御意見は、日本語で提出してください。